

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊心会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査又は研修会等(以下「会議等」という。)に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 この法人の評議員の報酬総額は、年間30万円を超えない範囲とする。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 非常勤監事に対する報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

- 8 この法人の常勤理事に対する退職手当は、別記4「常勤理事の退職手当の算定式」に定める額の範囲内とし、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、役員等旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等は、毎月28日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日あたる場合は、繰り上げて支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。
- 3 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月28日(定時評議員会の議決日)から施行する。

平成29年11月6日一部改正

平成30年5月25日一部改正

別表 常勤理事俸給表

号 俸	支給基準額
1号俸	月額 450,000 円
2号俸	月額 470,000 円
3号俸	月額 490,000 円
4号俸	月額 510,000 円
5号俸	月額 530,000 円
6号俸	月額 550,000 円
7号俸	月額 570,000 円
8号俸	月額 590,000 円
9号俸	月額 610,000 円
10号俸	月額 630,000 円
11号俸	月額 650,000 円
12号俸	月額 670,000 円
13号俸	月額 690,000 円
14号俸	月額 710,000 円

別記 1 非常勤理事の報酬

理事：会議等出席の都度、1人一律日当 8,000 円
(源泉所得税額控除後の金額)

別記 2 非常勤監事の報酬

監事：会議等出席の都度、1人一律日当 8,000 円
(源泉所得税額控除後の金額)

別記 3 評議員の報酬

評議員：会議等出席の都度、1人一律日当 8,000 円
(源泉所得税額控除後の金額)

別記 4 常勤理事の退職手当の算定式

最終報酬月額×在任年数×3.0